



2022年2月16日

各位

会社名	カゴメ株式会社
代表者名	代表取締役社長 山口 聡
コード番号	2811 東証・名証第1部
問合せ先	執行役員 CFO 佐伯 健
	TEL. 03 - 5623 - 8503

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を本年3月30日に開催予定の定時株主総会に付議することを決議しましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 提案の理由

- ①「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」により、新たに上場会社で場所の定めのない株主総会（いわゆるバーチャルオンリー株主総会）の開催が認められました。当社といたしましては、感染症や自然災害を含む大規模災害や、社会全体のデジタル化の進展等も念頭に、選択可能な株主総会の開催方式を拡充することが株主の皆さまの利益に資すると考えますので、場所の定めのない株主総会を開催できるよう、現行定款第11条第2項に場所の定めのない株主総会の開催の追加をお願いするものであります。株主総会の開催方法の決定にあたっては、開催の都度、株主の皆さまの権利を最優先とし、感染症や大規模災害等を踏まえた社会的な要請を踏まえ、取締役会の決議により慎重に決定いたします。なお、当社は、当該変更にあたり、経済産業大臣および法務大臣によって、経済産業省令・法務省令で定める上記の要件に該当する旨の確認を受けております。
- ②「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されます。これに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨の規定および書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を新設し、株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定を削除するとともに、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、以下の通りです。（下線は変更部分であります。）

現行定款	変更案
第3章 株主総会	第3章 株主総会
<u>（株主総会の招集時期）</u> 第11条 定時株主総会は毎年3月に招集し、臨時株主総会は必要あるごとに招集する。 <新設>	<u>（株主総会の招集）</u> 第11条 定時株主総会は毎年3月に招集し、臨時株主総会は必要あるごとに招集する。 <u>2 当社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。</u>

<p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> <u>第 14 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p style="text-align: center;"><新設></p> <p style="text-align: center;"><新設></p>	<p style="text-align: center;"><削除></p> <p style="text-align: center;"><u>(電子提供措置等)</u> <u>第 14 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u> <u>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(附則)</u> <u>1. 定款第 14 条の削除および新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第 70 号）附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</u> <u>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第 14 条はなお効力を有する。</u> <u>3. 本附則は、施行日から 6 か月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>
--	---

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日： 2022 年 3 月 30 日

定款第 11 条変更の効力発生日： 2022 年 3 月 30 日

定款第 14 条変更の効力発生日： 2. 変更の内容の（附則）に記載の通り

以上